

一般質問通告書

件 名	1. アマチュア無線レピータ（中継局）を糸島市役所新庁舎に設置をしないか。
要 旨	① アマチュア無線のためのデジタル通信であるD－STARシステムが糸島市山北に設置されていることを認識されているか。 ② 令和3年3月10日に「電波法改正」に係る総務省令が施行され、アマチュア業務の定義を変更・明確化し「アマチュア無線の社会貢献活動での活用」が追加された。総務省告示第九十一号で追加されたアマチュア業務の受け止めをお聞きする。 ③ 糸島市役所新庁舎屋上にレピータシステムを設置し、地域アマチュア無線ボランティアで管理団体を自主的に作っていただき、糸島市が支援してことは出来ないか。 ④ グローバル情報誌「MONOCLE（モノクル）」は、世界を飛び回るビジネスマンや起業家をターゲットにしている。糸島市は、人口25万人未満の都市を対象にした調査「輝く小さな街」ランキングで、2021年の世界第3位に選ばれた。糸島に移住してアマチュア無線を楽しみたいという方々が国内、海外におられる。安心・安全を保障する最高責任者として市長の見解を伺う。
件 名	LGBTの方々が住みやすい街づくりを強化しないか。
要 旨	① 糸島市におけるLGBTの認識度をお尋ねする。 ② 糸島市のLGBTに関するこれまでの取り組みを伺う。 ③ LGBTの方が、暮らしやすい街にするため、これからの啓発活動は何か。

*内容は答弁の明確を期するため、できるだけ具体的に記入してください。

件 名	
要 旨	
件 名	

上記のとおり糸島市議会会議規則第62条第3項の規定により通告します。
令和3年 5月25日

糸島市議会議長 田原 耕一 様

糸島市議会議員

佐 栗 純 夫

糸島市受付 第 5 号 3.5.25 議事課

 $q=0$